第8回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録(要旨)】

平成 24 年 10 月 18 日

企画政策推進室

日 時: 平成 24 年 10 月 18 日(木) 9 時 30 分~11 時 35 分

場 所: 姫路市役所 北別館 4階 402 会議室

出席委員:新川会長、岩成副会長、相川委員、有馬委員、加茂委員、岸田委員、玉田委員、

藤浦委員、増尾委員、松本委員、三渡委員、森下委員、渡邊委員

姫 路 市: (事務局) 内海市長公室長、岡山企画政策推進室長、寺尾市民参画部長、

名村企画政策推進室主幹 他2名

欠 席 者:2名(木谷委員、藤本委員)

傍 聴 者:4名

主な議事内容: 姫路市自治基本条例の素案について

【討議内容】

〇 開会あいさつ

事務局(内海) ご多用のところお集まりいただき感謝している。

6月26日に開催した前回の懇話会では、パブリック・コメント手続前の骨子(案)を提示し、それに対するご意見頂いた。

その後、およそ4カ月経っており、その間、自治基本条例について、 市議会での議論やタウンミーティング、パブリック・コメント手続を 実施した。

その過程で、色々なご指摘、ご意見を頂戴しており、本日の懇話会では、頂いた意見等や反映した条例素案を見ていただくこととしているので、委員からのご意見を頂きたい。

〇 参考資料説明

今後のスケジュール、タウンミーティングの開催結果、パブリック・コメント手続の 結果や市議会での質問答弁等について、各委員に事前配布した下記の資料を用いて説明。

- 参考資料 ① 姫路市自治基本条例 検討スケジュール
 - ② 自治基本条例に関する住民監査請求の結果(概要)
 - ③ 第7回姫路市自治基本条例検討懇話会 まとめ
 - ④ タウンミーティング 2012 開催結果
 - ⑤ 「姫路市自治基本条例 骨子(案)」に対するパブリック・コメント手続の結果について
 - ⑥ 自治基本条例にかかる市議会での質問答弁等
 - (7) 第7回姫路市自治基本条例檢討懇話会【議事録(要旨)】
- ※ 参考資料⑥は、会議当日に机上配付したことを報告。

新川会長ただ今の説明に対し何かご質問等あれば頂きたいが、いかがか。

(一同意見なし)

特になければ、この後の条例の素案の検討の際に、また、参考にしていただきながら、意見を頂ければと思う。

それでは、本日の資料について、事務局から説明をお願いしたい。

〇 質疑

事務局から、下記の資料を用い、市議会やパブリック・コメント手続、タウンミーティングで頂いた意見及び庁内での検討を踏まえて作成した条例素案についてパブリック・コメント手続時の骨子(案)からの変更箇所を中心に説明を行い、委員からの意見を頂く形で進行。

資料1 姫路市自治基本条例 骨子(案)等の新旧対照表

資料2 姫路市自治基本条例 (素案)

資料 3 姫路市自治基本条例 (素案)逐条解説

新川会長では、条例の素案について、各委員から意見や質問等を頂きたい。

藤浦委員 単純な質問だが、他都市の条例を見るとみんな、「ですます調」が 多い。

本市はこの「である」とか、「だ」となっているが、これは、市民からすると、「ですます調」の方が丁寧なように思うがいかがか。

事務局(岡山) そこについては、委員の皆様のご意見を頂きたいと思っていた部分 である。

> 今のところ法制執務的に統一するため、「である調」としているが、 他都市で「ですます調」が多いことを、こちらも把握しており、検討 しているところである。

新川会長今の件についても、各委員からご意見を頂ければと思う。

自治基本条例であるため、できるだけ市民の皆様方に馴染んでいただきやすいように、分かりやすいようにということで、「ですます調」にされる。

従来の法令文書の持っている堅苦しさというのを、少しでも和らげようということで全国的には努力をされているということもあり、今のような議論になったと理解している。

加茂委員

この中身ということではなくて、自治基本条例ができあがった時に市民に配布する方法として、各戸に配布すると思っているが、配布前に、例えば、こういう形で配布するということを、自治会長に説明し、自治会長から各回覧があり、それから配布される等が考えられる。

いきなり各戸に配布されたとしても、市民の皆さんはきちんと手元で把握されて活用されるのか、どういう風にされるのかということを思った。

新川会長 事務局、まだ仮定の話で、どういう風に考えているのか、もし、考 えがあればお願いしたい。

事務局(岡山) 委員のご質問は周知の方法とその媒体、多分2つの観点だと理解して、コメントさせていただくが、まず媒体の方から先に答えさせていただく。

委員の皆さんに、思い出していただければと思うが、第1回の時に、概要を分かりやすく示した高松市や熊本市の資料を示させていただいたが、本市としても、そのような資料を作って各戸には配布したいと思っており、またそのようにすべきだという意見も、第1回、第2回辺りの懇話会の中で委員から頂いている。

実際にどういう風に作るかというところは、まだ作業ができていな

が、まず条例の内容を固めさせていただき、間に合えば次回の懇話会でレイアウト案等を示させていただきたいが、次回に間に合わなければ、第10回でお示し、そこで意見を頂きたいと思っている。

次に、周知の方法については、まだ具体的に中身は詰めきれていないが、やはり各戸に分かりやすいA3の裏表の資料を配布させていただくことを検討したいとは思っている。

また当然、それにあたっては自治会にご協力というかお願いする形になることから、連合自治会、また必要によってはその単位自治会を含めて、自治会長の皆様にご説明させていただくとともに、またそれ以外、当然市の周知する場などでは周知していきたいと考えている。

こういう周知の方法があるのではないかということ、何かご提案があれば頂きたい。

事務局 (内海)

補足であるが、市内の方はもう十分ご承知いただいていると思うが、 広報ひめじは毎月自治会を通じて配布していただいている。

広報ひめじは、媒体という観点では、特集記事のようなものをやろうと思っており、サンテレビやケーブルテレビで市長が語りかける、説明するそういう番組もあるので、そういったものも活用していきたい。

更に先程事務局が申し上げた、専用のリーフレットそういったものもでき次第、広報の配布に合わせてまたお願いしようということで考えている。

加茂委員

やはり、自治基本条例に対する関心がない方が多い。

私の周囲でも、知らない方が本当に多いので、近隣の方には広報ひめじの記事のことを伝えて見ていただいているが、わざわざ見るということをしない人もたくさんいらっしゃるので、広報活動がとても大事だということを改めて実感している。

岩成副会長

先程の意見に関し、連合自治会についても、自治基本条例に関する 勉強会をまだ1回しか行っていないので、地域の皆さんに条例の内容を 浸透させるというのは無理である。

今回色々と補足していただいた資料を活用して2回目の勉強会を開催したいと考えている。

自治会も、勉強させていただいて浸透するように努力していきたい と、このように思っている。

新川会長

よろしくお願いしたい。

藤浦委員

今回資料がとても増えて、事務局がとても苦労されたなということ と、内容的にも、とても難しいという思いは強くなっている。

確かに色々お聞かせいただいたマイナスの側面などを聞くと、とても大切だと思う部分もあるが、プラスの側面が当然あってこの条例を やろうということで理解している。

また、NPOをやっている者の立場としては、NPOが、よりまちづく

りに参画していくための、そのバックボーンとなる強い位置付けができるということで大変嬉しく思っている。

逐条解説というのは、分厚い資料で、内容はとても難しいが、大切で専門的で、漏れがないように書いているという部分だと思っている。 以前に鳥取市の講師を呼び勉強会を開催した時にもらった資料を見ても同じような感じである。

プラスの部分を啓発していくという意味においては、以前に見せていただいた高松や熊本のパンフレットのようなものを、もっと分かりやすくしっかり作っていただきたいということだと思っている。

これらのパンフレットの裏を見ると、熊本市では市民協働推進課と、 高松市では市民政策部企画課となっている。条例を作っている部門と それから、これを推進しようとしているところは、よく分からないが おそらく同じところが出していると思う。

我々NPOからすると、NPOを含め、市民活動を推進する立場の人から見て、この条例をいかに上手く活用して市民活動を推進するかという立場でパンフレットを作っていただければ、分かりやすく使いやすく、なおかつ広げていけるようなものになるのではないかと思っている。

市民参画部長も来ていただいているので、宿題めいたことを申し上げたが、そのようなことができればと思って意見させていただいた。

新川会長

この条例の制定については、現在、事務局に担当していただいているが、実施段階ではまた、そのまま担当になるかどうかということについては、改めて検討していただくということになろうかと思う。 事務局から意見があればお願いしたい。

(事務局の意見なし)

今のご意見も踏まえて、また今度検討いただきたい。 その他、各委員からいかがか。

相川委員

2点意見を申し上げる。

1点目は、7条の(2)「市民の責務」で、「参画に当たっては、協働すること」と規定されているが、これは、初出かと思う。

厳密に言うと、参画と協働というのは別物で、参画する権利はあるが、協働するかどうかというのは、参画してみて役割分担を見極め、協働した方がいいのか、民間は民間で別にやった方がいいのか、というところで分かれてくるので、この書き振りにすると少し混乱するのではないかと思っている。

民間の方が、これでは実際誰かと協働しなければいけないというように読み取れるので、ここは書き分けた方がよいのではないかというのが1点目。

それから、2点目は確認である。

情報共有のところで、先程説明された市政とまちづくりを分けた、ここの書き振りのところでこういう理解でいいかどうかという確認に

なるが、第5条の(1)の「情報共有の原則」は、市と市民がまちづくりに関する情報を共有することとなっており、これは理解している。

広い意味でのまちづくりに関する情報を、市と市民だけではなく、 市民間でも情報共有して、協働していこうという意味だと思っている。 それと、第22条について、これは参画協働の章、最初の「情報の提 供と共有」を受けた条文だと理解しているが、条文では、「市が」と いう風に「市」を主語にしていることから、ここには市政に関する情 報を提供という、つまり、まちづくり全般の情報共有をやるというの ではなくて、「市」を主語に置くと、とにかく市に責任がある市政情 報の提供に努めるという書き振りになってしまう。

事務局(岡山) そのとおりである。

相川委員

ただ、逐条解説を見ると、それだけではなくて、広く市が把握しているボランティア・サポートセンターで把握しているようなまちづくりの情報も市民間で共有できるようにお手伝いをしようという理解になっているが、それでよいか。

事務局(岡山) そうである。

市政に関する情報を知る権利に対応し、市は市民への提供に努める という形にしている。また第5条では「まちづくりに関する情報」とし ているが、「市は」という主語にしているため、「市政に関する情報」 という対応にしている。

相川委員

まちづくりというのはとても広く、その中で「市が」と置いた場合に、市政に関する情報というのは、必ずこれをやらなければならない。でも、市政にあまりかかわりのないまちづくり情報も、できれば共有できるようにしたいという考えでよいか。

事務局(岡山) はい。

相川委員

了解である。そのように議論してきたが、念のため確認させていただいた。ただ、そうすると、市民がまちづくりに関する情報を自ら発信したり、あるいは市民同士で共有する、あるいは、市民が持っているまちづくり情報を、市政に対しても提供する、というような現場で起こっていることの情報を、市民が発信し共有するという理念が、条例ではどこにも書き込まれていないような気がする。

これは、市民に関する条文に書き加えた方がいいのか、逐条解説で理解してもらうのか、どうすればいいだろう。市政とまちづくりを分けたことで、市の責任能力ははっきりしたのだが、市民同士のまちづくりの情報の共有のところが、条例から落ちてしまったかなという印象がある。

このままでも別に構わないとは思っているが。

事務局(岡山) その部分は、ご指摘のとおりである。

骨子においては、その趣旨は入っていたが、素案にするに当たって、 このような書き方にした。

今おっしゃられた市民同士について、情報共有の観点が条文上抜けており、逐条解説で補足はしているが、また条文自体に含めるかどうかも検討させていただきたい。

1点目の協働の関係について、委員がおっしゃられたように、参画に当たって協働することとすれば、何が何でも協働しなければいけないと読み取れるということは、事務局の中でも議論になり、現在、書き方を悩んでいるというのが正直なところである。

今現在、こちらが持っている考えとしては、協働の定義の部分(資料2の3ページ)、第2条の第4号で、「市と市民又は市民同士が、まちづくりにおいて共通の目的、効果的に達成するため」という、目的、条件を置いているので、その効果的に達成できない場合、市民同士でやった方がいい場合、一人でやった方がいい場合というのは、協働を無理強いするものではないというのは、当然のことである。

それが、責務のところでは、明確に表れていないというのはそのと おりである。

逐条にはこの考えを書かせていただいている。

相川委員 了解している。

新川会長 どうしても責務のところに協働することとそのまま出てきてしまう ので、形式上読んでしまうと、これがそのまま義務付けられることに なる。

その点は、少し検討いただく必要があると思う。

情報共有のところもやはり、市と市民だけではなくて、市民間、ボランティア、NPO団体、コミュニティ団体とどう情報共有していくか、この辺りまで規定ができないだろうかということで、ご意見を頂いた。検討をよろしくお願いしたい。

三渡委員 1つ質問したい。

この逐条解説は、条例が制定された後も見ることができるのか。

事務局(岡山) できる。条例の考えをより詳細に示したものであり、自治基本条例 が制定された場合、ホームページ等でその条例そのものを掲載する際 には、併せて、逐条解説も掲載することを考えている。

新川会長 庁内的には、条例ができれば、この条例の運用に当たり、職員ところにこれが必ず配付されているというイメージでご理解いただければいいと思う。

三渡委員 職員だけなのか。

新川会長市民の方も対象になる。

三渡委員 誰でも見ることができるという形になるということか。

事務局(岡山) どなたでもご覧いただける資料である。

三渡委員 了解した。

新川会長

この条例の考え方とか、具体的な規定の対象の範囲であるとか、どういう考え方に基づいてできているのかといったことをきちんと詳細に説明をした文書という趣旨であるので、逆に本当はこれを市民の皆さんにしっかり読んでいただくというのが一番よいのだが、なかなか細かく細部にわたっているので、難しいところはあろうかと思う。

これをご覧いただければ、ほとんどの疑問は解ける、そういう説明が載っているというものである。

藤浦委員

逐条解説の5ページに図2「まちづくり」と「参画と協働」の関係(イメージ)というのがある。

これは、まちづくり全般の中で、市政、市が行う領域の中で2つに点線で分かれており、「市の責任と主体性によって独自に行う領域」が一番左側にあるが、この領域を挟んだ点線の向こう側の領域はどういう領域かという説明がないと思う。

参画と協働は推進すべきだということで、矢印があると思うが、参画と協働による市政を行っている部分と、行っていない部分を分けただけで、こちらはどうだという説明がないのではないかということである。

それについては、3ページで条例制定の背景の中に、3段落めの、「また地方分権の進展は」という段落において、ここに多様な主体が役割と責任を分担しながら、公共の領域を共に担おうとするという考え方が生まれたとあるが、この辺の文言を拝借して、例えば、「多様な主体が役割と責任を分担しながら行う領域」などいう風な説明を入れてはどうかと思うが、いかがか。

新川会長

事務局、もし何か考えがあれば、ご回答いただきたい。

まちづくりの図式自体が、機械的に定義をして、こういう分け方を とりあえずできるのではないかという程度のことなのであんまり実体 的な中身に関して議論は難しいと思う。

折角意見を頂いたので、参画・協働の領域を増やしていこうという そういう主旨でこれを書いていることから、市政をこれまで行ってい ない領域、行っている領域、この辺りどういう風に考えていくのかと いうこと何かあればお願いしたい。

事務局(内海)

会長がおっしゃられたとおり、あくまでこれイメージということで 直感的に捉えやすいような図式としている。

具体的にここで定義したものが、決定的なものではないというご理解でお願いしたいと思うが、今頂いたご意見、背景のところの部分も踏まえて、ちょっと図の説明の辺りでは触れたいと思っている。

図そのものの表現というのはこのイメージが分かりやすいかどうかということでまた判断させていただきたい。

新川会長 少し逐条解説で補足いただければと思う。

事務局(内海) 事務局からお伝えしたい。

本日追加でお配りしている資料では、議会での議論、ご指摘、そういったものに対する考え方を示させていただいた。

今回のお示ししている素案では、主にその市民の定義や住民投票の部分に絞られ、市民の定義とその参画の範囲、その参画の行使の仕方、その辺りに絞られた議論がなされている。

それに対する考え方を答弁の方では、結構踏み込んだことも言っているが、それを条文とした場合はこういう形であるいうことで、権利の濫用は許さないといったことや、日本国憲法に規定される公共の福祉を、市全体の利益というような言葉を用いながら、それを意識して参画してくださいという形での制限、そういったものを設けている。

それから住民投票のところも再度の説明にはなるが、原則的な運用は、現在ある市長や議員の選挙に基づいた運用ということで逐条の方では示させていただいている。

その辺りについて、もし意見があれば、今頂ければと思う。

相川委員

そもそも、その28条の2項には、住民投票を実施する場合、事案ごとに条例で定めるという規定があるので、議員の方々が懸念されている投票資格者等はその都度議員を含めた市民が判断されることかと思っている。

姫路市の条例案では、住民投票は案件ごとに対象を判断する、つまり、この案件は有権者だけでいい、この案件は市民全員ではなくて、この案件は有権者だけでいい、この案件は市民全員ではなくてここの地域だけでいい、この案件は若い人に聞いてみようみたいなことは、条例で議会が判断される訳なので、その置き方でそんなに問題になるとは思えない。

むしろ1回1回議会のチェックが入るというのは、非常に民主主義的 な規定だと私は思っている。

事務局(内海)

我々も条文第28条の解釈は、今おっしゃられたような解釈である。 ただ、運用という説明で、逐条解説の事務局からの説明にもあった が、住民投票の実施にあたっては基本的に市長や市議会議員の選挙等 を規定する公職選挙法の枠組みを応用するものとし、投票資格者の範 囲では原則として地方参政権を有する者を想定している。

この地方参政権というのが、いわゆる政治、代表者を選ぶという部分に限られるのか、こういった意思を確認するという住民投票全般及ぶのかというのは、行政法上の解釈の分かれるところがあると思うが、一応我々の自治基本条例に基づく住民投票を実際に行う時には、原則的に今私が説明しましたような運用になろうかという考え方をきっちりとここで示させていただきたい。

先程、逐条解説は市民も見られるのかという質問があったので、これは見られるということを、将来にわたって制定段階での考え方はこうであるというのを残していきたいとは思っている。

新川会長

多少、誤解の余地があるとすれば、住民投票イコール参政権ではないということを明確にしておかれる必要があろうかという風には思っている。

今の逐条解説の記述であれば、公職選挙法を通じての参政権の範囲 内に収めるというのが、住民投票イコール参政権という風にとられか ねないということがあるかもしれない。

事務局(内海)

ご指摘の部分は、資料3の70ページに書かせていただいている。 そこが分かれているので分かりにくいかと思う。また構成の方、考えさせていただきたい。

新川会長

少し言葉遣いも工夫をしていただければと思う。

「地方」と言っているので、憲法上の参政権とは違いうという理解 もあるかもしれないが、一般的にはなかなかこれは難しいので、少し 考えてみて欲しい。

その他いかがか。

(一同意見なし)

それでは、感想程度でも結構なのでお願いしたい。

岸田委員

最初に、藤浦委員が言われた、「ですます」の関係。

私も個人的には、逐条解説の解説文のところは、「ですます」なので、それの方が読みやすいと思う。

条例なので、きちっとしなければいけないという考え方もあると思うが、市民に配るのであれば、「ですます」で、書き直せるならば、その方がいいのではないかと思う。

新川会長

「ですます」にしたからと言って、法令文書としていい加減になるということではない。

ここは、これまでの慣行上の書き方、文言と違ってくるということ だけである。

玉田委員

私も、意見ではないが、感想を述べさせていただきたい。

第1回が平成23年8月29日から始まり、約1年3カ月かけて、委員の皆さんと一緒に骨子を考え、その間、我々の意見も非常にその事務局側に取り入れていただいて、最大限の素案の内容が出てきたのではないかと思っている。

委員のメンバーとして、これ以上ここはどうかというところは、個人的にはない。

その間に、パブリック・コメントとタウンミーティング、議会総務

委員会の三者の意見というのが、今日まとまって出されて、これを今後骨子の中にどのように反映させていくかということや、最終的に、市民の目に触れる条例の文書としてどのように反映させていくというのが非常に大切な作業になってくるのではないかという風に感じている。

本日の配付いただいた、市議会での質問答弁等の資料を見せていた だいたところ、議員の方々も市民の代表ということで、非常に我々と は違う観点でこの条例をご覧いただいているというのを感じた。

これを踏まえて、議会の承認が2月~3月にあるので、あと、できるだけ多くの市民に賛同を得られたものにしたいという風に感じるので、そこを事務局側として三者のご意見をまとめていただければ非常にありがたい。

増尾委員

今回この、逐条解説を見せていただいて、この短期間で、よくここまで詳しくまとめていただいたということで、本当に感謝している。

ここまでできあがってしまうと、本当に意見というのは出にくい状態になるが、市議会での答弁を見ても、大体外国人参政権と住民投票の問題であるとか、市民の定義であるとか、今までこの懇話会で議論してきた内容が、やはり、パブリック・コメントでも寄せられて、市議会でも質問が出されているというような状況である。

適切な色々な判断がなされて、十分に議論された結果、このような 表記になっていると思うので、私個人的には非常に安心して読めるよ うな内容になっている。

今後は、最初に加茂委員の方からお話があったように、周知徹底というのが、やはり一番の問題になってくるのかなと思っている。

また、先程の「ですます調」への表記の仕方に関しても、やはりお 年寄りの方にも、子どもたちにも分かりやすい、親しみやすいもので あるというのは、私は個人的には望ましいという風に思うので、その 辺りも含めて、見ていきたいという風に考えている。

全く話変わるが、兵庫県にも青少年の愛護条例、基本条例があるが、 実際保護者の方は、今現在も、そこまで全然知らない。

子どもに携帯電話を与える時も、ちゃんと保護者の責任で、監督の下に与えなさいという条例で書かれているのにかかわらず、何も知らずにポンと与えてしまう親がほとんどであるので、条例を作った限りは、やはり、学校での周知、あるいは、広報ひめじの周知、色々方法、あると思うが、できるだけ多くの方に、知っていただく方法で進めていただきたい。

渡邊委員

同じく、この逐条解説の作成は、大変だったと思っている。

議会やタウンミーティングも含めて色んな意見が、色んな考え方がある中で、色々説明していただけるような文書になっているのかと思う。

タウンミーティングでは、骨子等で説明されたように思うが、連合 自治会長にお聞きしたら、なかなかよく分からないというような話で あった。

当然、骨子の文章だけではなかなか誤解をされる部分が多くあった と思うので、今後の説明時にはこのような逐条解説もあるので、ぜひ 見ていただきたいという風な話をしていただき、条例を見る方は見る という形を、ここまで作っているということを周知していただいた方 が、誤解がないという風にも感じた。

新川会長

是非、丁寧な説明に際して、もちろん条例ができてからということ にはなるが、こういう逐条解説もあるということを言っていただけれ ばと思う。

事務局(内海)

今日の懇話会、これはもちろん公開なので、終了後には、この資料 もホームページで掲載され、見られるようになる。

あと、岩成副会長がおっしゃられたように、連合自治会の幹事会を 一度開いていただいて、説明させていただいたが、再度、今回の資料 を活用し説明させていただき、自治会ルートでも「見られる」という 状態にはしていきたいと思っている。

新川会長

よろしくお願いしたい。

渡邊委員 条文の文体については、同じように、「ですます調」の意見で進め た方がいいと、私は思っている。

有馬委員

事務局の職員の努力で、ここまで条文等をまとめられ、本当にご苦 労様でしたという思いである。

森下委員

いくつか感想を述べると、まず1つは、市議会の総務委員会から色ん なご提案を頂いて、それがこの中に盛り込まれることになろうかと思 うが、自治基本条例をこういう計画でやっていくんだということにつ いて、事前に議会側への連絡はなかったのか。その辺りが、タイミン グ的に、もうこちらが素案の検討に入った段階で、意見がボンボンと 出てくるということは、非常に作業に重複するというか、困難な事案 もあったのではないかという反省を若干している。

それからもう1点は、これは公室長がおっしゃられたと思うが、この 条例は他都市では最高規範とみなすというような規定があるが、姫路 市はそうしないということは、恐らく今日までの討議の中で初めて聞 いた言葉じゃないかと私は思っている。それはそれでいいのだが、そ うであるならば、コンプライアンスの問題を、どこかで取り上げる必 要があるのではなかろうかという気がしなくともないのである。

したがって、別に最優先にしてもらわなくても構わないが、自治基 本条例に書かれていること自体が、法令順守の原則に基づいて、逸脱 していないということをクリアにするという意味からも、その必要性 があるのではなかろうかなという気がするのである。

それからもう1点は、見直しである。

検討の見直し、条例の見直し等々の規定があるが、先程来、意見と

して出ている、周知徹底をどう浸透させていくのかについても、具体 案というか、「やる」と言って「これで終わりました」と言ったらお 任せみたいな感じになってしまう。

そこで、例えば、今色々な意見が出てこんな方法で知らしたらどうか、いやそうではなく、ホームページに全部上げるから、上げているからというのでは、果たしてよいのだろうか。

本当にその熱意があるのなら、もっと他の方法を、市民の声を聞く 手段もあるのではないか。

事務局 (内海)

市議会の方への説明について、参考資料①のスケジュール表見ていただければ、そのとおりであるが、昨年、当懇話会が発足する段階から、こういうものに取り組むという形で、説明はさせていただいている。

あと条例の中身が今一つ固まってなかったからということで、実際は今年度に入ってから、多く意見を頂くようになったという理解をしている。

それから、コンプライアンスについては、この条例自体のコンプライアンスは冒頭で、日本国憲法の説明の方でも、憲法、自治法での住民自治、団体自治の考え方に沿った中で、本市のまちづくりこれについての基本的な考え方を示すということを示させていただいてきた。

あと、この条例の中では、少し質問の趣旨と外れるかもしれないが、 公益通報の規定が第19条にもあり、その辺りでコンプライアンスとい うのは、やらなくてはいけないという規定を設けている。

森下委員 第17条とか第19条等がコンプライアンスということか。

事務局(内海)

その辺りは、職員の責務ということで謳わせていただいている。

それから、以前にも頂いたと思うが、作りっぱなしになるのではないかというというご指摘があったと思うが、第32条で、見直しの条項を入れているが、その中で第1項の説明、逐条の説明の方で具体的には、この条例、後々担当していく組織において、全部趣旨が擁護されているかどうか、基本的に点検していくこととしている。

それを、条例ができた時のPR以上に、そういったことも市民にお示しするかどうかということは考えていきたいと思っている。

事務局(岡山) 補足として、条例の位置付け、最高規範性に関しては、第2回、第3 回の懇話会で、骨子のご説明をさせていただく時に、少しは触れさせ ていただいていたと思ってはいたが、その辺りを強調してお伝えはし ていなかったことは反省します。

松本委員

先程来出ているが、事務局においては、短期間にこれだけ、昨年からのまとめていただきまして、本当に感謝している。

それから、昨年から続いたタウンミーティングの各地域、ブロック2年度にわたってそれぞれ対象が、昨年度は自治会、それから地域の代表等のご意見等のタウンミーティング。それから本年度については、

地域、組織代表、それから中学の代表の方々のご意見を聞いていただいたが、本当に地域ごとの、それぞれの要望、意見等があった。

それまでまとめていただいて、これらの運用についても、事業推進 について有効に活用していただければ、結構かと思っている。

岩成副会長

私から2点ほど、お伝えしたい。

まず市の方で、このように進めていただいているが、それに対する 反対ということで、9月2日にシンポジウムが開催されたが、そのよう な内容も踏まえて、色々と変えていただいたのではなかろうかと思う が、そういう動きに対して、事務局では、どのような形で受け止めら れているのかということがまず1点である。

それから、一番の問題はこの住民投票の件である。これに関し、国の考え方、国民の考え方など、今も色々な問題が非常に出ている。

外国の方が、もし投票することになった場合のことであるが、我々日本人は、皆さんにお願いして頼んでおけば、何とかなるだろうというような、まだゆったりとした気持ちがある。

ところが外国の方は、一気に団結して投票される。そういうことになるとこの住民投票ということに対して何らかのものが左右されるのではないか。

住民投票に関し、そのような動きに対抗する為、手を打つような文 言を入れていただければありがたい。

そういうことで私たち自治会としても、色々と資料は揃ったので、 また自治会の役員を集め、第2回目の勉強会を早急に開催していきたい そんな風に考えている。

三渡委員

懇話会は、次が最後ということか。

新川会長

もう一度検討させていただき、残りあと2回というとこである。

したがって、今日の意見を踏まえて少し修正したものが次回、提示 されるということになろうかと思う。

基本的に今日のご意見を聞いている限りでは、それほど大きな変化はないと思うが、言葉遣いその他で若干、追加、修正があろうかと思う。

三渡委員

逐条解説で、とてもよく分かりやすくなったということと、意見したことに対して、とても明確に表していただき、ありがたいと思っている。

パブリック・コメントや議会等から出された意見は、大概ポイントが絞られていると思うが、そこのところも逐条解説で相当明確になったのではないかと思う。

「ですます調」の件については、これは好みがあると思う。

現在の「である調」は、これまでの条例から出されてきたものであれば、それがよいのではないか。ただ好みの問題である。

増尾委員

- 先程の件について、例えば1条から5条くらいまでの方でいいので、

一度事務局でサンプルを作っていただけないか。

新川会長 文体のサンプルということか。

増尾委員

そうである。どんな感じになるのか、それを見て、あまりにもおか しいのであれば、やはりしっかりしたものの方がいいということにな るかもしれないので、どういう文体になるのか可能性を探っていただ

ければと思う。

新川会長 事務局もできる範囲で、工夫をしてみていただければと思う。

岩成副会長のご意見の中で、シンポジウムがあった、それをどう受 事務局(内海) け止めているのかということであるが、一応、形としては、姫路市自 治基本条例を考えるシンポジウムということで開催されたが、実際の 中身は、この参考資料⑤のパブリック・コメントの資料にも書かせて いただいているが、制定そのものに反対するご意見と類似のご意見が 多かったと考えている。

> ただ、その中で、個別に指摘されたような事項は、パブリック・コ メントの中でも頂いており、そのリスクとか危険とかそういった部分 は市議会でもご意見を頂いているので、制定に向けての取り組みの中 の個別の議論については、無視することなく、考えさせていただいて いるという立場である。

> それから、住民投票については、先程来、説明させていただいてい るが、より分かりやすいように努力したい。

先日のタウンミーティングでは、全校区の中学校に声をかけていた 加茂委員 だいて、代表者が参加し、それぞれ質問する機会があった。

中学生にとっては、本当にいい機会にもなったと思う。

また、興味に繋がるところが出てきたら、それはそれでまた姫路市 の市民としての自覚も生まれるのではないか。

中学生は、恐らく自分自身が姫路市民であるということもあんまり 考えずにいたということもあると思うので、改めてそのような機会を 子どもたちに与えていただいたということは、よかったなと思ってい る。

今後も引き続き、そのような小学生や中学生、高校生のアクション というのもやっぱり並行して考えていただければと思っており、よろ しくお願いしたい。

新川会長 先程、松本委員からもこういうタウンミーティングについて大変、 高い評価をいただいたが、ぜひ、こうしたご尽力を続けていただけれ ばという風に思っている。

> 今後、条例が制定できたときには、改めてそうした手法も含めて周 知徹底工夫をしていただければと思う。

> 一通り委員からご意見は頂けたかと思うので、素案についてのご議 論は以上にさせていただき、この後、本日の意見も踏まえ、また各方

面のご意見も踏まえて次回、ある意味では案としてある程度固めたものというのを、委員の皆様方にご検討いただくそういう段取りにとらせていただきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

〇 連絡事項

新川会長それでは、連絡事項について、事務局からお願いしたい。

事務局(岡山) 委員の皆様には、長時間にわたり感謝している。本日頂戴したご意見、また、ご要望については反映を検討していきたい。

次回の第9回では、事務局の方で精査した条例の素案、また逐条解説 等の資料について、示させていただき、意見をいただきたい。

それで、第9回については、11月の開催を予定しており、今から配付する用紙に開催の候補日を記載しているので、都合の悪い日に「×印」を入れていただきたい。

会議終了後に事務局で回収するので、記載できれば、机にそのまま置いていただければと思う。尚、この場でスケジュール等の確認が出来ない委員の方は、後日電話またはファクスにて事務局にご連絡いただきたい。

皆様のスケジュールを踏まえ、次回以降の開催日を決定し、改めて 通知させていただく。

新川会長 本日の議事はすべて無事終了した。長い時間ご協力を感謝している。 以上をもって、終了とさせていただく。

事務局(内海) 長時間にわたり、感謝している。また次回もよろしくお願いしたい。

以上